

# 公的研究費に係る事務処理手続に関する細則

## (目的)

第1条 この規則は、奈良大学（以下「本学」という。）において、競争的資金を中心とした公的研究費の直接経費（以下「公的研究費」という。）を財源として、本学に所属する研究代表者及び研究分担者（以下「研究代表者等」という。）が行う研究活動に係る事務処理手続に関して、必要な事項を定め、適正な機関経理を実施することを目的とする。

## (物品費・その他支出)

第2条 研究代表者等は、公的研究費の研究目的上必要な物品の購入及びその他（印刷、通信、業務委託、レンタル等）の支出をするときは、物品購入・経費支出伺を総合研究所事務室に提出するものとする。

2 前項の物品購入・経費支出伺には、支出根拠となる内訳明細を記載した見積書、納品書、請求書、領収書等の必要書類を添付する。

## (発注業務)

第3条 物品購入及びその他（印刷、通信、業務委託、レンタル等）の支出の発注は、原則として総合研究所事務室が行う。

2 前項の規定にかかわらず、1件10万円未満の支出、又は出張先での現地調達以外に方法がない等、総合研究所事務室からの発注が困難な場合は、研究の円滑かつ効率的な遂行の観点から、研究代表者等の直接発注を認める。

3 発注先については、本学における納入実績、事業経歴、営業状態、信用及び経済性を厳正に評価して選定する。

4 納入予定価格が1件10万円を超える支出は、原則として2社以上の競争見積を実施する。

5 前項に規定する競争見積に当たり、特別な理由によって競争見積の実施が困難なとき、又は必要がないと認められたときは、業者選定理由書をもってこれに代えることができる。

## (検収業務)

第4条 前条において発注した物品等の検収は、総合研究所事務室で行う。ただし、検収担当者は発注担当者を兼務してはならない。

2 現地購入かつ現地使用の消耗品等、検収前に使用する場合は、記録写真による検収を行う。

3 機器の保守・点検等、成果物がない場合は、検収担当者の立合いによる現場確認を行う。

## (設備備品等の寄付・返還)

第5条 研究代表者等が公的研究費で設備備品及び資産性図書を購入したときは、「寄付申出書」を総合研究所事務室に提出し、寄付手続を行うこととする。

2 設備備品の基準は、学校法人奈良大学経理規程を準用し、1件10万円以上で耐用年数が1年以上の資産性物品とする。

3 資産性図書の基準は、1冊又は1組5千円以上の図書とし、雑誌、冊子、5千円未満の図書は消耗性図書として扱う。

4 設備備品等の寄付を行った研究代表者等が、新たに所属することになる研究機関において、引き続き寄付設備備品等の使用を希望する場合は、その求めに応じて当該設備備品等を研究代表者等に返還するものとする。ただし、複数の研究課題において共同で購入した共用設備の返還については、寄付を行った全ての研究代表者等が同意しなければならない。

(旅費支出)

第6条 研究代表者等が、公的研究費の研究目的上必要な出張をするときは、事前に出張伺を事務局に提出し、承認を得るものとする。

2 出張旅費については、学校法人奈良大学旅費規程により、支給する。ただし、外国旅費支出基準は、別に定める。

3 研究代表者等以外の者が、研究代表者等の依頼により、公的研究費の研究目的上必要な出張をするときは、公的研究費から旅費を支出することができる。

(出張の事実証明)

第7条 出張者は出張後1週間以内に出張報告書及び出張の事実を証明する資料を事務局に提出しなければならない。

(人件費・謝金支出)

第8条 研究代表者等が、公的研究費の研究目的上必要なアルバイトを雇用するときは、雇用開始2週間前までに、アルバイト雇用申請書を総合研究所事務室に提出し、承認を得るものとする。ただし、年間累計8週間以内の短期アルバイト及び専門的知識の提供に対する謝金は、別に定める。

2 前項の承認を得たときは、勤務条件等を明示した雇用契約書により、本学と被雇用者双方の合意をもって雇用契約を締結する。

3 雇用申請及び雇用契約は、年度ごとに行い、当該研究課題の終了までを限度として、更新することができる。ただし、雇用期間の上限は、当初の雇用開始から通算して5年とする。

(出勤簿の管理)

第9条 研究代表者等は、アルバイト出勤簿を研究室に常時備え付ける。被雇用者は勤務した日ごとに、アルバイト出勤簿に自筆記入し、研究代表者等がこれを確認する。

(給与支払方法)

第10条 給与は、金融機関の被雇用者本人個人口座に振込むものとする。

(勤務実態の確認)

第11条 勤務実態・支払状況等について、総合研究所事務室から被雇用者へ直接確認を行う。

(所管)

第12条 この細則の所管は、総合研究所事務室とする。

(細則の改廃)

第13条 この細則の改廃は、総合研究所運営委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この細則は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。